

施設基準の届出について

平成30年度の改定において、◆新規、または、◇要再届出となりました項目につきましては、下表のとおりです。該当の届出項目は、基本診療料4項目と特掲診療料9項目の計13項目となります。

届出には、必ず①と②の書類を同時に提出されるようお願いいたします。

例えば、基本診療料の「歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準」の場合、「別添7」と「様式2の6」と「様式2の8」の3枚と修了証等の添付書類を提出します。全ての項目について、下表の提出書類①と提出書類②の両方をセットで提出するようお願いいたします。記載方法については、裏面を参照ください。

提出書類①②の他、添付書類が必要な場合もあります。ご注意ください。

届出事項名	別	提出書類①	提出書類②
◆1.歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準	基本診療料	別添7	様式2の6 様式2の8
◇2.地域歯科診療支援病院歯科初診料			様式2の8 様式3
◇3.歯科外来診療環境体制加算1			様式4
◇4.歯科外来診療環境体制加算2			様式4
◇5.かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	特掲診療料	別添2	様式17の2
◆6.在宅療養支援歯科診療所1			様式18
◇7.在宅療養支援歯科診療所2			様式18
◆8.有床義歯咀嚼機能検査2のイ			様式38の1の2
◆9.有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査			様式38の1の2
◆10.精密触覚機能検査			様式38の1の3
◆11.口腔粘膜処置			様式49の9
◆12.口腔粘膜血管腫凝固術			様式74の4
◆13.レーザー機器加算			様式49の9

【施設基準等の届出上の留意事項】

- ① 届出は、原則として郵便による送付です。(FAXによる届出は出来ません。)
- ② 届出書は、正本1通(添付書類を含む)を提出してください。なお、控えとして、送付する正本のコピーを保存してください。
- ③ 複数の施設基準等の届出書を同時に提出した場合でも、東北厚生局では、審査等の関係から、各施設基準の受理通知書の発送日が異なる場合があります。
- ④ 記載漏れ、必要書類の添付漏れ、開設者印の押印漏れのないようご注意ください。
- ⑤ 発送の際には料金不足等に十分ご注意ください。(料金不足等には、対応してません。)
- ⑥ 届出に係る算定に当たっては、各月の月末までに受理したものは翌月から、月の初日に受理した場合には、当該月の1日から算定することができます。(4月を除く。)

【送付先】 〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階「東北厚生局 福島事務所」TEL024-503-5030

【施設基準の届出において、質問の多い事項】

Q1.基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)の「連絡先の担当者氏名」は誰を記載すればよいですか。

A1.審査の際に不明な点がある場合に連絡をしますので、その施設基準の内容がわかる方の記載をお願いします。(代表者でなくて結構です。)なお、病院の場合は、必ず担当部署を記載してください。

Q2.基本診療料の施設基準等に係る届出書(別添7)、特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2)に押す「印」は何の印を押せばいいのですか。

A2.開設者が個人であれば個人印、法人であれば法人代表者印(丸印)を押印してください。

Q3.基本診療料の別添7及び特掲診療料の別添2の続紙(「今回届出」、「既届出」等の施設基準をチェックするリスト)を添付する必要はありますか。

A3.添付は不要です。

